

宮川漁業協同組合三重内共第 1 5 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は宮川漁業協同組合が免許を有する三重内共第 1 5 号第 5 種共同漁業権にかかる漁場(以下「単に漁場」という)の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、おいかわ、あめご、こい、うなぎ)の採捕(以下遊漁という)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第 2 条** 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は予め組合に申請してその承認をうけなければならない。
- 2 前項の規定による申請は竿釣、ゴロ引き、ヒッカケ、たも網、投網による遊漁の場合には口頭でその他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、期間、を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
 - 3 組合は第 1 項の規定による申請があったときは竿釣、投網、ゴロ引き、ヒッカケ、たも網による遊漁の場合には第 1 1 条に規定する場合を除きその他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう以下同じ)の行う水産動物採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 1 1 条に規定する場合を除き第 1 項の承認をするものとする。
 - 4 第 1 項の承認を受けた者は直ちに第 7 条第 2 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第 3 条 次に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ次に掲げる漁具漁法で、それぞれにおける規模の範囲内でなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣り、投網、ゴロ引き、たも網、ヒッカケ	ゴロ引きに使用する竿の長さは 4. 5 m 以内とする。
おいかわ	竿釣り	竿の長さは 4. 5 m 以内とし、リール及び毛ばりの使用は禁止する。
あめご	竿釣り	
こい	竿釣り・巻き網	
うなぎ	竿釣り、はえなわ、もじ	

(遊漁の期間)

第 4 条 次の魚種を対象とする遊漁はそれぞれの期間内でなければならない。

あゆ	6月 1日午前5時から12月31日まで		
あめご	3月 1日から 9月30日まで	こい	1月1日から12月31日まで
おいかわ	7月1日から翌年5月31日まで	うなぎ	1月1日から12月31日まで

- 2 前項の公示は伊勢、中日、毎日の各新聞に公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条第1項の規定による期間内でも次に掲げる区域内においては、それぞれ期間中は遊漁をしてはならない。

区域の種類	区域	禁止時期等
あゆ保護区	度会橋より上流 350m	6月 1日から 8月 15日午前5時まで
	沼木中学より赤井橋まで	
	立岡まきより下流 700m	
	長原若瀬より下流 200m	
	栗生頭首工より上流 200m	
	下楠の大周り淵	
あゆ禁漁区	度会橋から宮川に架かる JR 鉄橋まで	10月1日から10月20日 午後4時まで
	佐八町地先の南勢水道宮川水管橋下流 100m から小田古川河口まで	
	南伊勢大橋から上流 380m	
	各よりやなから 200m 上流及び一湧	
あゆ友釣区	佐八町地内	6月 1日午前5時から 8月 15日午前5時までは、 あゆの友釣りのみとし、 8月 15日午前5時以降 ヒッカケに、 8月 17日午前5時以降 すべての網漁に解放する。
	一之瀬川栗原地内	
	小萩出合から柳バス停まで	
	度会小学校下	
	長原の若瀬地内	
	相鹿瀬の長瀬地内	
	打見大橋下流	
藤ヶ瀬地内(野原川河口から本流上流 200mまで)		
おいかわ禁漁区	宮川に架かる JR 鉄橋から下流	通年おいかわ漁を禁止する

(体長制限)

第6条 次の表に掲げる魚類は三重県の規定する大きさの魚類は採捕してはならない。

1、あゆ	2、おいかわ	3、あめご	4、こい	5、うなぎ
採捕できない大きさ			三重県の規定に準ずる	

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次の通りとする、この場合遊漁者が中学生以下はこれを無料とし、次項ただし書きに規定する方法により納付する。

2 竿釣、投網、たも網、ゴロ引き、ヒッカケ、はえなわ、もじによる遊漁の場合。

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
		日券(1日)	年券(1年)
あゆ	竿釣、投網、たも網、ゴロ引き、ヒッカケ	2,000円	5,000円
おいかわ	竿釣	500円	1,000円
あめご	竿釣	1,000円	3,000円
こい	竿釣	500円	1,000円
うなぎ	竿釣、はえなわ、もじ	1,000円	3,000円

- 3 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。
組合事務所伊勢市佐八町1720の4、各支部本部理事、監事、その他組合が指定している入川券扱い所で納付する、但し遊漁の場合当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項により許可した者に入川券を交付する。

- 2 入川券は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し厳守すべき事項)

第9条 遊漁者は漁獲の場合には入川券を携帯し監視員の要求があれば提示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては監視員の指示に従う。
3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
4 遊漁者はあゆの産卵場保護のため、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。
・度会橋から宮川に架かるJR鉄橋まで。
・佐八町地先の南勢水道宮川水管橋下流100mから小田古川河口まで。
・南伊勢大橋から上流380mまで。
5 下記の場所はゴロ引き漁場とし、9月1日から12月31日まで、あゆ採捕の全ての網漁を禁止する。
・伊勢市佐八町地先の南勢水道宮川水管橋から各々上下流100m
・伊勢市辻久留3丁目14番地先の瀬肩及び瀬下から各々上下流100m(テラポットに赤印有り)
・松井孫右衛門人柱堤地先(テラポットに赤印有り)から度会橋
・一之瀬川河口から飛瀬浦橋上流250m
6 前項で定める場所及び期間において、午後3時から午後4時までは、全ての漁法でのあゆ、おいかわ、あまご、こい及びうなぎの採捕を禁止する。また、午後4時からのゴロ引きの入川順位は、くじ等により決定し、先ず正組合員(A)続いて正組合員続いて准組合員続いて遊漁者とする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は監視員証かベスト又は身分証明書を携帯着用すること。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある、この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。

漁場監視委員証

<p>○</p> <p>監 視 員</p> <p>○</p>	
<p>宮川漁業協同組合</p>	<p>支部 氏名</p>

附則

昭和	年	月	日	制定
平成	22年	6月	15日	一部改正
平成	25年	6月	20日	一部改正
平成	26年	12月	2日	一部改正
平成	27年	6月	22日	一部改正
平成	29年	6月	7日	一部改正
令和	3年	7月	1日	一部改正